

長野働き方改革推進支援センター

5コマで学ぶ！ 健康診断編

健康診断は会社の
義務？

健康は生活の基礎

健康診断サボったら
…？

NO.3

～健康診断は主に3種類あります～

- ①1年に1回ごとの定期※
医師による定期健康診断のことです
- ②雇入れ時の健診※
常時使用する労働者の、雇入れの直前・もしくは直後に医師による11項目の検査があります
- ③配置転換時の健診
有害業務への配置転換、深夜業への配置転換の時に実施します

※参考
厚労省HP「健康診断を実施しましょう」
001696789.pdf

NO.1

最近太ったし
不摂生してるなー

〇月〇日
定期健康診断
です
必ず受診して
ください！

NO.4

それから40歳～74歳は
メタボ健診※もあります

メタボ健診は「生活習慣病予防」
の観点から高齢者医療確保法に
基づいているのよ！

ウエスト測定
ですね

※※参考 厚労省HP
「特定健診・特定保健指導について」

NO.2

サボっちゃお

〇月〇日
定期健康診断
です
必ず受診して
ください！

ちょっとまって！
定期健康診断※は「安全
衛生法」の規定で1年ご
とに1回、定期に受けな
ければいけないのよ！

NO.5

～社労士くん 解説～

会社は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に
医師による健康診断を行わなければいけません

健康診断を実施しないと会社に罰則があります！
労働者側にも受診義務があります！

- 常時使用する労働者とは、
- ① 正社員
 - ② パート・アルバイトは次の条件を満たすこと
 - ・ 1年以上雇用が見込まれる
 - ・ 週の労働時間が正規社員の3/4以上であること

詳しくは 長野働き方改革推進支援センター
までお問合せ下さい→
フリーダイヤル 0120-088-703

